

2・3号認定 利用者負担額表（短時間認定用）

平成29年4月1日改正

単位：円

平成29年4月～平成29年8月分保育料：前年度市民税を基に算定

平成29年9月～平成30年3月分保育料：当年度市民税を基に算定

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分		保育短時間 負担額(月額)						
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児		全年齢
			第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降
★制限無し	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0	0
	2-2			3,900	0	2,900	0	2,900	0
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ)	ひとり親等	3,900	0	2,900	0	2,900	0
	3-2			8,800	4,400	6,800	3,400	6,800	3,400
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満	ひとり親等	5,300	0	4,900	0	4,900	0
	4-2			11,700	5,800	10,800	5,400	10,800	5,400
	5-1	10,000円以上 48,600円未満	ひとり親等	5,800	0	5,300	0	5,300	0
	5-2			12,700	6,300	11,700	5,800	11,700	5,800
	6-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親等	7,800	0	6,000	0	6,000	0
	6-2			15,700	7,800	13,700	6,800	13,700	6,800
	6-3	57,700円以上 60,700円未満	ひとり親等	7,800	0	6,000	0	6,000	0
	6-4			15,700	7,800	13,700	6,800	13,700	6,800
★就学前	7-1	60,700円以上 72,800円未満	ひとり親等	8,800	0	6,000	0	6,000	0
★就学前	7-2			17,600	8,800	15,700	7,800	15,700	7,800
★制限無し	8-1	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親等	9,000	0	6,000	0	6,000	0
★就学前	8-2			19,600	9,800	16,700	8,300	16,700	8,300
	8-3	77,101円以上 84,900円未満							
	9	84,900円以上 97,000円未満		21,600	10,800	17,600	8,800	17,600	8,800
	10	97,000円以上 115,000円未満		23,500	11,700	18,600	9,300	18,600	9,300
	11	115,000円以上 133,000円未満		28,500	14,200	21,600	10,800	20,600	10,300
	12	133,000円以上 151,000円未満		32,400	16,200	24,500	12,200	22,600	11,300
	13	151,000円以上 169,000円未満		36,300	18,100	26,500	13,200	23,500	11,700
	14	169,000円以上 202,000円未満		42,200	21,100	27,500	13,700	24,500	12,200
	15	202,000円以上 235,000円未満		47,100	23,500	29,400	14,700	25,500	12,700
	16	235,000円以上 268,000円未満		51,100	25,500	30,400	15,200	26,500	13,200
	17	268,000円以上 301,000円未満		53,000	26,500	31,400	15,700	27,500	13,700
	18	301,000円以上 349,000円未満		55,000	27,500	32,400	16,200	28,500	14,200
19	349,000円以上 397,000円未満		57,000	28,500	34,400	17,200	29,400	14,700	
20	397,000円以上		60,900	30,400	35,300	17,600	31,400	15,700	

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

1. 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。ただし、算定対象の子どもの年齢上限は以下の通り。
 ☆6-3階層以下、7-1階層、8-1階層の世帯は、算定対象となる子どもの年齢を無制限とする(注1)。
 ★6-4階層、7-2階層、8-2階層～20階層の世帯は、就学前の児童(注2)が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合、最年長の子どもの年齢を第1子と数える。

(注1) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

(注2) 入所施設は上記施設の他に、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合も、第2子の利用者負担額とする。また、第3子以降は0円とする。